

第 7 1 4 回 農 地 部 会 議 事 録

開 催 日 時	平成28年 7 月 4 日 (月) 午後 3 時 30 分から
開 催 場 所	たかじょう庁舎 6 階 人事課会議室
出 席 委 員	楠瀬 裕久・西野 幸一・横山 桂一・加藤 孝幸・田内 正博・鍋島 義信・ 平田 文彦・山崎 茂盛・澤本 和男・宮田 義久・竹内 義昭・中山 忠明・ 前田 貴美雄・氏原 嗣志・宇賀 巖・島田 研一・上田 博・久保 壽美男 以上 18 名
欠 席 委 員	森本 常喜 以上 1 名
部会外出席委員	会長 門田 博文・会長職務代理 大野 哲 以上 2 名
事務局出席者	吉良事務局長・岩崎事務局次長・榮枝管理主幹・竹内主任・榮枝主査 以上 5 名
議 題	第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の件 第 2 号議案 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出申請の件 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の件 第 4 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による計画の件 第 5 号議案 非農地証明願の件 第 6 号議案 買受適格証明願の件 議案外 (報告) ・ 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件 ・ 農地法各条の申請取消・取下・訂正処分の件
備 考〔添付書類〕 ○ 第 714 回農地部会議案書 ○ 現地案内図 ○ 補足説明資料 (第 1 号議案 案件 1 ～ 6 , 8 , 11 ～ 13 , 21 にかかる現地写真) ○ 平成 28 年度 今後のスケジュール (案)	

開 会 議 長	(農地部会長中山忠明が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分)) ただいまより第714回農地部会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。森本常喜委員。氏原嗣志委員は少し遅れるとの連絡が入っております。部会委員総数20名中、出席委員数18名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第22条4項に基づき、本日の部会が成立することをご報告いたします。
常設審議委員会報告 議 長 門田会長	次に県農業会議員報告を、門田会長よりお願いいたします。 はい。それでは私の方から高知県農業会議ネットワーク機構第3回常設審議委員会の報告をさせていただきます。 その前にちょっと時間をお借りいたします。今現在、移動農業委員会、それぞれ地域の農業を考える集いを開催しております。今までに済みました所もございますし、今現在やっている所もございます。またこれからやろうとしている所もございますが、農業委員の皆さまには大変お世話になっております。この場を借りましてお礼を申し上げたいと思います。 それでは私の方から報告させていただきます。 高知市農業委員会より農地の転用及び転用のための権利移動の許可申請を県に送付するにあたって、農業委員会法第43条第1項第7号に規定する農地法、その他の法令の規定により定めた案件について報告させていただきます。 6月27日午前10時、土地改良会館4階会議室において、第3回常設審議委員会が開催され、農地法第5条第3項の規定による諮問案件が2件ありました。その2件について審査し、結果は許可相当として県に報告しました。その内訳を説明いたしますと、5条関係でございますが、申請の土地は、長浜、田、1584.4㎡、畑、2134.26㎡合計3718.66㎡、申請の目的は給油所の新設でございます。同じく5条関係でございますが、申請の土地は、春野町東諸木、田、571㎡、申請の目的は露天駐車場でございます。以上で内訳の説明を終わります。なお、皆さん方のお手元の方に資料として、農地転用許可諮問詳細説明資料としたもの、この案件について審査をさせていただいて、許可相当としたところでございます。 以上でございます。

議事録署名委員指名 議長 委員 議長	ありがとうございました。次に、議事録署名委員の選任につきましては部会長より指名いたしますが、ご異議ありませんか。 (異議なし) ありがとうございます。それでは指名いたします。署名委員は、横山桂一委員と島田研一委員の2名にお願いいたします。
議長 竹内主任	只今より議案の審議を行います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。 第1号議案より説明させていただきます。今月は継続審議の案件を含めまして、全部で22件の申請が出されております。 案件1から6と案件8, 9, 案件11から13, そして案件21の合計で12件につきましては、全て譲受人が同一の関連案件でございます。先月以前からの継続の案件でございます。 6月の第713回農地部会におきまして、譲受人の耕作地のうち、池地区にある一部が遊休農地化しているというご指摘があり、農地法第3条の2に規定されております不許可要件のうち、全部耕作ができていないという要件に該当するため、現状では全ての案件について許可ができないというご判断をいただき、関連する全案件が保留となっておりますものでございます。 問題となっておりました池地区の農地及び案件1から6の申請対象農地であります池地区の農地につきましては、本日、写真を机上配布しております。お机の上にお二人で1枚ということで、写真を2枚お配りしているかと思えます。一番上の、撮影日が平成28年6月23日となっております分が、池地区の土地でございます。この中に、以前に許可が出ておりました土地及び案件1から6の対象の農地が含まれております。 また、全部耕作要件とは別に、案件1から6と、案件8, 案件11から13, 案件21につきましては、6月の第713回農地部会及びそれ以前の農地部会におきまして、現地在耕作できる状況ではないということでも許可要件を満たさないというご判断をいただいております。それぞれ、現地在耕作できる状況に原状回復するよう申請者に指導しております。 このうち、案件1から6につきましては、先ほどの現地写真のとおりで草刈りがされている状況でございます。また案件8と案件11から13につきましては、申請者から現地の草刈り等を行ったという連絡は入っておりません。

また、案件 21 については、4 月の第 711 回農地部会におきまして、一旦申請を取り下げるよう申請者に指導することに決定しております。申請者側には部会の結果を伝え、一旦、申請を取り下げるよう指導をし、譲受人からも取り下げの意向が示されておりますが、本日までに取下願は提出されておられません。

なお以前に、現地が耕作できる状況になっていないと判断いただいております農地につきましては、参考資料としまして現地写真を机上配布しております。2 枚お配りしております写真の 2 枚目、左上に第 1 号議案案件 8, 11 から 13, 21 資料写真と書いております。一番上が案件 8 の久礼野の案件、中段が案件 11 から 13 の布師田の案件、一番下の写真の赤丸で囲んでおりますところが案件 21 の申請地となっております。

現地の状況が以前から変化をしていないものを除き、各案件をご説明いたします。

なお、譲受人の耕作状況につきまして、高知市外にも農地を所有しているため、その耕作状況について、南国市、香南市、須崎市、四万十町、中土佐町の各農業委員会に問合せたところ、農地は全て耕作又は保安全管理されているとの回答がっております。

また、農機具については、トラクター等 11 台の大農機具を所有しているとのことですが。譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事しており、また、5 名の臨時雇用者もいるため、効率的な利用ができるとのことでした。

また、全ての案件について周辺農地への影響については、申請地では、地域の防除基準に従って営農するため、周囲への悪影響は特にないと考えるとのことでした。

議案書 2 ページから 3 ページにまたがります案件 1 から案件 6 は、継続審議案件となります。

議案書 2 ページの、案件 1 は、池、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑、588 m²を、案件 2 は、池、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑、915 m²を、案件 3 は、池、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑、13 m²、外 2 筆、合計 1,747 m²を、案件 4 は、池、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑 1,957 m²を、案件 5 は、池市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑 343 m²、外 1 筆、合計 1,152 m²を、議案書は 3 ページに移りまして、案件 6 は、池、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑 609 m²、外 3 筆、合計 995 m²を、全て譲受人の希望により、経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図は No. 1 をご覧ください。それぞれ色を塗ったところが申請地となります。

申請書の別添によりますと、現地では柿、栗を耕作する予定であるとのことでした。

次に、案件 9 は、久礼野、その他の区域、田、988 m²の土地につきまして、譲受人

からの希望により経営拡大のため、所有権を移転するという申請内容となっています。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンク色で塗ったところが申請地です。申請地ではユズを耕作する予定であるとのことです。

ここまでが関連案件の説明となります。

続きまして、議案書3ページの案件7は、仁井田、市街化調整区域、畑、595 m²を譲受人の希望により、経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図は戻りましてNo.2をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、現在、所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では野菜を耕作する予定であるとのことです。

農機具については、トラクター等7台の大農機具を所有しているとのことです。譲受人は農作業の経験があり、他に妻と子も農業に従事しており、効率的な利用ができるとのことです。周辺農地への影響については、申請地では、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従って営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

次に案件10は、一宮徳谷の土地の売買に関する申請でしたが、申請者から6月24日に申請の取下願が提出され、同日付で受理されておりますので、説明を省略いたします。なお、本件の土地については、先月も同じ内容で3条申請がなされたのち、5月23日付で取下願が提出され、同日付で受理されておりました。その取下申請につきましては議案書53ページの報告案件として後ほどご説明いたしますが、今回の申請に対する取下申請ではないため、関連の案件ではございません。また、今回の申請に対する取下申請については、来月の農地部会で報告案件としてご説明いたします。

次に、議案書は4ページに進みまして、案件14は、高須絶海、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑、630 m²の土地を、経営拡大のため、譲渡人からの申出により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、所有している農地については全て耕作しているとのことで、今回の申請地では、野菜を耕作するとのことです。

また、譲受人は農作業の経験があり、現在トラクター等4台の大農機具を所有しているため、効率的な利用が出来るとのことです。申請地では農薬の使用方法等について地域の防除基準に従って営農するため、周囲への影響は特にないと考えるとのことです。

次に、議案書は5ページにまたがりまして、案件15は、大津乙、市街化調整区域、田、472 m²、外1筆、合計845 m²の土地を、経営拡大のため、譲受人からの申出により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、所有している農地について、一部を貸し付けているほかは、全て耕作しているとのことで、今回の申請地では水稻を耕作する予定であるとのことです。

また、譲受人は農作業の経験があり、現在トラクター等5台の大農機具を所有しており、効率的な利用が出来るとのことです。申請地では水稻を耕作する予定であり、周辺地域と同様の作物を耕作するため、周囲への影響は特になく考えるとのことです。なお、本件につきまして、譲渡人が一般の法人となっております。このことについて、登記簿を確認しましたところ、平成5年4月12日を原因日として、平成27年5月11日に時効取得で譲渡人の法人に登記名義人が変わっておりますことを確認しております。

続きまして案件16は、春野町弘岡中、市街化調整区域、田、1,358㎡を、譲渡人の希望により経営拡大のため、所有権を移転するという、行政書士による双方代理申請です。

現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有する農地を全て耕作しており、今回の申請地では水稻を耕作する予定であるとのことです。

農機具については、トラクター等7台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、効率的な利用ができるとのことです。周辺農地への影響については、取得する田の周囲は水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻の栽培をするとともに、農薬の使用方法等については周囲と同じ方法で営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

なお、譲受人の現在の経営面積は3,410㎡で下限面積要件を満たしておりませんが本案件の許可申請が認められますと、経営面積が合計で4,768㎡となり、下限面積を超えることとなります。また、譲渡人が相続財産管理人に選任されていることを、家庭裁判所の審判書により事務局にて確認しております。

続きまして、案件17は、春野町西分、市街化調整区域、田、370㎡を、譲渡人の希望により、経営拡大のため、所有権を移転するという行政書士による双方代理申請です。

現地案内図はNo.10をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、現在、借入している農地を全て耕作しており、申請地ではナス・ダイコンを耕作するとのことです。

農機具については、所有はしていないため、近隣に住む親族から借りて耕作すると

のことです。譲受人は農作業の経験があり、他に妻も農業に従事しているため、効率的な利用ができるということです。周辺農地への影響については、周辺と同様の耕作を計画しているので特に影響はないということです。

なお、申請地の一部に碎石が敷かれた箇所がありますが、この部分につきましては農用自動車の駐車スペース及びハウスを設置して利用する計画であるということです。

また、議案書では譲受人の現在の経営面積は 2,898 m²で下限面積要件を満たしていませんが、7月1日に土佐市の土地を借りるための利用権設定が公告されており、経営面積は合計で 4,301 m²となりましたので、下限面積を超えることとなります。なお、公告ができていることについては、事務局で土佐市農業委員会に確認済みです。

続きまして、案件 18 と、議案書 5 ページから 6 ページにまたがります案件 19 は、利用権設定の案件と関連案件となりますので、先に利用権設定の案件を説明いたします。

議案書は、33 ページをお開きください。案件 27 は、春野町西分、田、1,442 m²のうち 1,413 m²、外 1 筆、合計 2,283 m²を平成 28 年 8 月 1 日から平成 38 年 7 月 31 日までの 10 年間、貸すという賃借権の新規設定です。

本案件につきましては、次に説明します農地法第 3 条の下限面積要件に関わる案件となりますので、現地案内図を作成しております。

現地案内図の No.11 をご覧ください。緑に塗った所が申請地となっております。

それでは、議案書は 5 ページにお戻りください。

議案書 5 ページの案件 18 及び 6 ページにまたがります案件 19 は、関連案件となりますので、まとめて説明させていただきます。

両案件とも、申請地は同じ土地となります。申請地につきましては、3 名が持分 3 分の 1 ずつを所有する共有地となりますが、今回、そのうち 2 名の持分について、残りの 1 名に所有権移転を行う申請となっております。

両案件とも、春野町西分、市街化調整区域、畑、62 m²、外 3 筆、合計 1,058 m²を、案件 18 については贈与により、案件 19 については譲渡人からの希望による経営拡大のため、所有権を移転するという申請です。

現地案内図は、No.11 と No.12 をご覧ください。それぞれピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、現在、所有及び借入している農地を全て耕作しており、申請地では水稻を耕作するということです。

農機具については、トラクター等 7 台の大農機具を所有しているということです。

譲受人は農作業の経験があり、他に妻と長男、次男も農業に従事しているため、効

率的な利用ができるということです。周辺農地への影響については、取得する田の周囲は水稲作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稲の栽培をするため、特に影響はないと考えるということです。なお、申請地のうち1筆につきましては未相続地ですが、両案件の譲渡人2名及び譲受人1名が全ての相続人であることを相続関係戸籍等により事務局で確認済みです。

また、案件19につきましては、譲渡人側は破産管財人による代理申請となっており破産管財人については家庭裁判所の審判書で選任されていることを事務局で確認しております。

なお、譲受人の現在の経営面積は3,001㎡で下限面積要件を満たしておりませんが、先に説明しました利用権設定が公告されるとともに、本案件の許可申請が認められますと、経営面積が合計で5,284㎡となり、下限面積を超えることとなります。その場合、3条申請の許可日につきましては、利用権設定が公告される8月1日以降の日となります。

また、両案件の申請地につきましては、所有権移転がされますと、譲受人の単有となります。

続きまして、議案書6ページから8ページにまたがります案件20は、利用権設定の案件と関連案件となりますので、先に利用権設定の案件から説明させていただきます。

議案書は33ページをお開きください。案件28から案件30は、いずれも次に説明します3条申請の譲受人が借人となる案件でございますので、まとめて説明いたします。案件28は、春野町西分、畑、584㎡、外1筆、合計1,741㎡を、案件29は、春野町西分、登記地目、田、現況、畑、830㎡を、案件30は、春野町西分、登記地目、田、現況、畑、460㎡を、いずれの案件も平成28年8月1日から平成33年7月31日までの5年間貸すという、案件28及び案件29については賃借権の、案件30については使用貸借権の新規設定です。

両案件につきましては、次に説明します農地法第3条の下限面積要件に関わる案件となりますので、現地案内図をお付けしております。

現地案内図はNo13及びNo14をご覧ください。緑に塗った所が申請地です。

借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、借人は現在、知人から借入した農地約37aでカボチャやダイコン等を一年を通じて耕作しているとのことで、今後も同様に野菜作りを行っていくということです。

なお、案件29の申請地は未相続地ですが、設定期間が5年以内であるため、相続権者の2分の1を超える同意があることを事務局にて確認しています。

それでは、第1号議案の説明に戻ります。議案書は6ページから9ページにまたがります、案件20は、春野町西分、市街化調整区域、畑、386㎡、外4筆、合計3,790㎡を、贈与により所有権を移転するという申請です。

なお、本案件の申請地は、全て未相続地ですが、今回の譲渡人5名が全ての相続人であることを相続関係戸籍等により事務局で確認しております。

現地案内図はNo.13及びNo.14をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、申請地では野菜を耕作するとのことです。

農機具については、トラクター等3台の大農機具を所有しているとのことです。譲受人は農作業の経験があり、他に夫も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。周辺農地への影響については、申請地では農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、譲受人の現在の経営面積は0で下限面積要件を満たしておりませんが、先に説明しました利用権設定が公告されるとともに、本案件の許可申請が認められますと経営面積が合計で6,821㎡となり、下限面積を超えることとなります。その場合、3条申請の許可日につきましては、利用権設定が公告される8月1日以降の日となります。

続きまして案件22は、春野町平和、市街化調整区域、畑、122㎡を贈与により、所有権を移転するという行政書士による双方代理申請です。

現地案内図はNo.16をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は、現在、借入している農地を全て耕作しており、申請地ではミカン、ジャガイモを耕作するとのことです。

農機具については、トラクター等4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、他に夫も農業に従事しているため、効率的な利用ができるとのことです。周辺農地への影響については、取得する畑については、これまでどおりの使用をするため、特に影響がないと考えるとのことです。

以上、案件7と案件14から17、案件22については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

また、案件1から6及び案件9については、譲受人が全部耕作の要件を満たしていると判断されれば、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

また、案件18、19、20については、高知市において利用権設定が公告されれば、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

また、案件8と案件11から13、案件21につきましては、譲受人が全部耕作の要件

	を満たしていると判断され、かつ、現地が耕作できる状況であると判断されれば、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 なお、現地につきましてはそれぞれ、地元委員に確認をいただいております。 以上で第1号議案の説明を終わります。
議 長	第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。まず、第二事前審査会の成岡委員長から報告をお願いいたします。
成岡委員	案件1から案件6の継続審議案件については、案件1から案件6及びその周辺地域にあります、以前に3条許可をした農地につきまして、草刈りがされていると地元委員に確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。案件7については、地元委員に確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	次に第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件8及び案件11から13の継続案件について、地元委員の現地確認を踏まえて審議した結果、現地が以前と変わりがなく、耕作できる状況であると判断できないため継続審議が妥当と認めました。案件9、案件14及び15は、地元委員に現地を確認していただき、問題ないとの意見を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。
議 長	最後に第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。
上田委員	案件16については、地元委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。案件17については、先ほど事務局から説明がありましたが、7月1日に土佐市から利用権設定が公告された場合、その面積と高知市から許可される面積を合計すると下限面積を上回ることになります。地元委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。案件18から20及び22については、地元委員に現地を確認いただき、問題ないとの意見を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。案件21については、地元委員の現地確認を踏まえ審議した結果、現地が耕作できる状況と判断できないため、継続審議が妥当と認めました。
議 長	ただいまから審議に入ります。 前回、全部耕作の要件で継続審議となった案件1から6、案件8と9、案件11から13、案件21について別途審議をお願いいたします。 案件1から案件6の継続案件については、先ほどの事前審査会の報告において、現地の草刈りがなされており、耕作できる状況であると判断できるということでしたが何かご意見やご質問はございませんか。
委 員	(意見・質問なし)

議	長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 案件1から6につきましては、現地が耕作できる状況であると判断できるため、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委	員	(異議なし)
議	長	案件1から案件6につきましては、現地が耕作できる状況であると判断できるため許可することに決定いたします。 次に案件8の審議をお願いいたします。先ほどの事前審査会の報告では、現地が耕作できる状況であると判断できないため、継続審議が妥当ということでしたが、ご意見やご質問をお願いいたします。
委	員	(意見・質問なし)
議	長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 案件8につきましては、現地が耕作できる状況であると判断できないため、申請者に現地を耕作できるような状況に回復するよう指導したうえ、次回、事前審査会で現地を確認し、部会で審議することとし保留といたしますが、ご異議ありませんか。
委	員	(異議なし)
議	長	案件8につきましては、現地が耕作できる状況であると判断できないため、申請者に現地を耕作できるような状況に回復するよう指導したうえ、次回、事前審査会で現地を確認し、部会で審議することとし保留といたします。 次に案件9の審議をお願いいたします。先ほどの事前審査会の報告では、現地が耕作できる状況であると判断できるため、許可が妥当ということでしたが、ご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。
委	員	(意見・質問なし)
議	長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 案件9につきましては、現地が耕作できる状況であると判断できるため、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委	員	(異議なし)
議	長	案件9につきましては、現地が耕作できる状況であると判断できるため、許可することに決定いたします。 次に案件11, 12, 13の審議をお願いいたします。先ほどの事前審査会の報告では、現地が耕作できる状況であると判断できないため、継続審議が妥当ということでしたが、ご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。
委	員	(意見・質問なし)
議	長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。

委員 議長	案件 11 から 13 につきましては、現地在耕作できる状況であると判断できないため申請者に現地在耕作できるような状況に回復するよう指導したうえ、次回、事前審査会で現地を確認し、部会で審議することとし保留といたしますが、ご異議ありませんか。 (異議なし) 案件 11 から 13 につきましては、現地在耕作できる状況であると判断できないため申請者に現地在耕作できるような状況に回復するよう指導したうえ、次回、事前審査会で現地を確認し、部会で審議することとし保留といたします
委員 議長	次に案件 21 の審議をお願いいたします。先ほどの事前審査会の報告では、現地在耕作できる状況であると判断できないため、継続審議が妥当ということでしたが、ご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。 (意見・質問なし) ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 案件 21 につきましては、現地在耕作できる状況であると判断できないため、申請者に現地在耕作できるような状況に回復するよう指導したうえ、次回、事前審査会で現地を確認し、部会で審議することとし保留といたしますが、ご異議ありませんか。
委員 議長	(異議なし) 案件 21 につきましては、現地在耕作できる状況であると判断できないため、申請者に現地在耕作できるような状況に回復するよう指導したうえ、次回、事前審査会で現地を確認し、部会で審議することとし保留といたします。 次に案件 7、案件 14 から 20 及び案件 22 の審議をお願いいたします。ご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。 (意見・質問なし) ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
委員 議長	案件 7、案件 14 から 20 及び案件 22 につきましては、現地在耕作できる状況であると判断できるため、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。 (異議なし) 案件 7、案件 9、案件 14 から 20 及び案件 22 につきましては、現地在耕作できる状況であると判断できるため、許可することに決定いたします。 次に第 2 号議案、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。 今月は全体で 6 件の申請が出されております。
竹内主任	議案書は 11 ページをお開きください。案件 1 及び案件 2 は、被相続人が同じ案件と

なりますので、まとめて説明いたします。

案件1は、長浜、市街化調整区域、畑、201㎡、外4筆、合計1,361㎡を、案件2は、長浜、市街化調整区域、畑、373㎡のうち319㎡を、いずれも、平成26年12月21日相続により所有権を取得したことの届出です。

現地は、案件1については申請人が、案件2については申請人の親族が耕作しているため、あっせんの希望はないとのこと。

続きまして、案件3は、横浜西町、市街化区域、畑、58㎡、外1筆、合計365㎡を平成27年11月18日相続により所有権を取得したことの届出です。

現在、申請人の親族が管理しているため、あっせんの希望はないとのこと。

議案書は12ページに移りまして、案件4は、布師田、市街化調整区域、田、254㎡外5筆、合計1,699㎡を申請人が相続により、平成22年11月12日に、所有権を取得したことの届出です。

申請地は、知人に耕作してもらっており、あっせんの希望はないとのこと。

議案書は、13ページにかけてご覧ください。案件5は、春野町弘岡中、市街化調整区域、登記地目、田、現況、畑、136㎡、外2筆、合計270㎡を、平成28年1月12日相続により所有権を取得したことの届出です。

現在、申請人が耕作しているため、あっせんの希望はないとのこと。

続きまして、議案書14ページにまたがります案件6は、春野町秋山、市街化調整区域、田、446㎡、外13筆、合計5,558.78㎡を、平成27年3月25日相続により所有権を取得したことの届出です。

現在、知人が耕作しているため、あっせんの希望はないとのこと。

なお、全ての案件につきまして相続登記が済んだことを事務局で確認しております。

以上で第2号議案の説明を終わります。

議 長

第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。まず、第二事前審査会の成岡委員長から報告をお願いいたします。

成岡委員

案件1から3について、受理相当と認めました。

議 長

次に第三事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員

案件4について、受理相当と認めました。

議 長

最後に、第四事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。

上田委員

案件5、6については、受理相当と認めました。

議 長

事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委 員

(意見、質問なし)

議 長	ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。第2号議案につきましては、受理することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	第2号議案につきましては、受理することに決定いたします。
竹内主任	続きまして第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
	今月は2件の申請が出されております。
	なお、両案件は譲受人が同じであり、かつ、申請地を一体的に利用する内容の関連案件であるため、まとめてご説明いたします。議案書は16ページをお開きください。
	案件1は、長浜、畑、162㎡、外1筆、合計328㎡を、案件2は、長浜、畑、168㎡をそれぞれ駐車場及び資材置場に転用するため所有権を移転するという、行政書士による双方代理申請となっています。
	なお案件1の申請地は、いずれも2名による持分2分の1ずつの共有地となっております。
	現地案内図はNo.17をご覧ください。ピンクで塗った所が案件1の、緑に塗った所が案件2のそれぞれの申請地となります。
	農地の種別につきましては、甲種、1種、3種のいずれの要件にも該当しないため第2種農地と判断しています。
	事業計画書によりますと、申請地を選んだ理由として、申請地から道路を挟んで南側に、譲受人が代表取締役を務める給排水工事を行う会社があり、従業員駐車場及び資材置場として利用するのに最適であるため、本案件の申請地を選んだとのことでした。
	申請地では、造成は行わず、碎石を敷き詰め、譲受人が代表取締役を務める法人の従業員駐車場8台分及び資材置場に転用する計画となっております。進入路については、南側の公衆用道路から進入する計画です。
	被害防除計画としましては、申請地の東側・西側・北側は農地、南側は公衆用道路を挟み宅地となっております。雨水は自然浸透させ、周囲に放流しない計画となっております。
	添付書類としましては、北側農地の所有者からの同意書が添付されております。東側及び西側の農地については譲渡人の所有地となっております。
	また、申請後、許可が出ていないにもかかわらず現地の工事に着手してありましたため、6月27日に地元委員と事務局で、現地を確認するとともに、転用者に現地で指導を行い、工事を止めるとともに、始末書を追加で添付していただきました。
	なお、現地確認しましたところ、現場の一部がコンクリート敷きとなり、そこに簡

	易な物置が置かれておりました。申請者に事情を確認したところ、別の土地に倉庫を建てることになり、現在、建築確認等の申請中とのことですが、その間、物置を仮置きしているとのこと。最終的にはコンクリートと物置は取り除き、先ほどご説明した当初の計画どおり、全面を碎石敷きの駐車場とする計画に変更はないとのことでした。 他法令については、農振法関係では、農業振興地域内の農用地区域外となっています。都市計画法に基づく開発許可については必要ありません。土木委員の意見については、排水等について計画内容は問題ないが、現在、仮置きされている物置部分については懸念があるので、しっかり指導してほしいとの意見を、地元委員さんに確認していただいております。 先にご説明しましたとおり、物置については撤去のうえで、全体を碎石敷きの駐車場及び資材置場とする計画であるとのことですので、計画内容に沿ってご審議いただけますようお願いいたします。 以上で第3号議案の説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。 第二事前審査会の成岡委員長から報告をお願いいたします。
成岡委員	案件1と2について、事前審査会の時点では地元委員の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めましたが、事前着工があり、現地の状況が変わっていますので、地元の山崎委員さんから経過状況について報告いただき、部会での審議をお願いいたします。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。事前着工であるということですので、地元の山崎委員さんから報告があればお願いいたします。
山崎委員	地元の農家の方から強い反発があり、こんな事前着工があってもかまわないのであれば、許可なんかいらないのではないかなというような話で、これでは納得できないということです。
鍋島委員	事前審査会のときはそれらしい話でしたが、それほど難しい話ではなかったように思っていました。
山崎委員	事前審査会の時に設置しようとしていたので、これはやめておいてくれと言いましたがその後でコンクリを打ち、前にあった倉庫の脚を切って、仮だとは思いますが、それをコンクリを打った上に載せて、今は倉庫になっています。 そういうことなので、こんなことができるのであれば、許可も何もいらなくなるのではないかなというのがその人の話で、納得できないということです。
議 長	地元の山崎委員さんからの報告がございましたが、他にご意見等ございませんか。

山崎委員	その人も、一回、更地に戻すのであれば、駐車場であれば納得しようということです。
鍋島委員	それは戻してもらわなければ困る。
議 長	農地ですので、許可前に着工はあまりふさわしくないと思います。
山崎委員	少しの整地くらいであればよかったが、そこでやめておいてくれと言った後も続けて施工したので、余計に反発があると思います。
議 長	それでは第3号議案につきましては、現地が事前着工されているために、一度、更地に戻してから審議するということでご異議ありませんか。
山崎委員	それは更地に戻せということが農業委員会としてできるかどうか。指導はできますか。
竹内主任	現在の転用の計画としましては、碎石敷きの更地の駐車場ということでありますので、最終的には当然その形にさせていただかなければいけません。それをいつのタイミングでやってくださいと言えるかというご質問になるかと思います。現在、始末書が提出されておりますが、その始末書というのは、現在、計画と違う内容に転用してしまっているけれども、それについては法的な手続きを知らなかったのやってしまったので、元々の計画のとおりします、という内容でありますので、基本的にはやはりそれをもって、農地に戻さないと許可できませんよというところまでは言いかねると思います。ただ、指導としましては当然、計画の内容が碎石敷きの駐車場ですので、そうしてくださいねということと言えますので、そういう指導はしていかなないといけないと思います。
山崎委員	それが、事前に事務局が言ったにもかかわらず、それから後でやっていますので、知らないということはいえないと思います。知らなかったという始末書が出てくると自体がおかしいです。
横山委員	その始末書に不明な点があるのですが、元に戻すということは、その始末書には日にちをうたっていないですね。何月何日をもって原状に復元しますという始末書だったら分かりますが、ただ戻しますということは、既得権みたいなものを相手に渡してしまう懸念があるわけです。
	始末書の書き方というのは、何月何日をもって原況に戻すという始末書になっているのか、その説明をお願いします。
竹内主任	始末書の文面を読み上げます。 「下記土地について、高知県知事の農地法5条の許可を受けずに倉庫置場として利用してしまいました。この倉庫については、今後全て撤去し、提出済の土地利用計画図のとおり転用し利用します。今後は、このようなことを行わないよう農地法等を遵守

	し、法令違反を犯すことのないよう十分注意することを誓います。」ということで土地の表示があり、転用者の判が座っているというものでございます。
横山委員	日にちがないんですよ。
竹内主任	いついつまでにということは書いていません。
横山委員	ということは、未来永劫であるということですよね。
竹内主任	申請の内容が、物置を置きますということを書いていませんので、現在のままでは当然許可にはなりません。まず、退けてはいただかないといけません。
横山委員	始末書にはお詫びということで、何月何日をもって原況に戻しますという始末書であれば分かるわけですが、未来永劫で退けますということですから、明日退けるやら来年退けるやら分からないわけです。 というのは、ここで審査をした後で、1ヵ月後にこれを許していれば、未来永劫で元に復帰せずにこれを使う可能性がありますよね。始末書の書き方というのは、今言ったように8月1日までに完全に撤去しますという、原況に復帰しますということの始末書でないといけません、そうではない。始末書を出した日にちはあるわけですが、元に戻すという日にちがない。速やかにと書いているだけで不透明なわけです。 日にちが入れば、原況を見に行行って復帰していると言えるわけです。今日の会が済んで、一週間後に行行って直ってなかったら、来週やりますと言って逃げるができるわけです。そうなれば舗装はそのままということになります。倉庫も置いたままということになります。
竹内主任	その場合は、倉庫を置きますとか、コンクリを敷きますという転用の許可申請は出てないわけですので、今、出している5条の転用の計画と内容が違ふということになり、違法転用ということでの指導になります。 退けるということでの約束はいただいておりますが、その日を切ってもらいますか。
横山委員	今までもこのような先走った例があるわけですが、今までも曖昧で通してきたことも現実にあるわけです。これをいつまでもやっていたら、いろんな方がいるから、この辺の線引きというものははっきりしていかないと、後々また同じような問題が起きてくると思います。 また農業委員会法の改正もあり、農業委員が減り、推進員が出てくる、法律上また問題が起きるということで、始末書の受け方についても事務局で一考された方が、審査の処理がしやすくなると思います。 日にちがない始末書は、ただ書いておいたらいいというような意図があるとしか受け取れません。
竹内主任	考え方としては2つあると思います。

横山委員

まず1つは、始末書の中で倉庫については退けますということを書いているから、その言葉を信じましょうということで県に回すというものが1つ、それから保留にする場合は、現在、申請の内容と違う計画のものが置かれているから、申請の内容のとおりに転用されるという確実性が見えないということを理由にして保留にさせてもらい、退けたら来月の会にかけて県にあげますという形にするのが1つだと思います。

山崎委員

日にちさえはっきりしていたら、そうですねと言える。事務局としてもこのような問題がまた出てきますので、何月何日をもってという形の始末書を書いてもらえば話が早いと思います。

議長

原状に復帰することが一番いいと思います。

それでは、3号議案につきましては計画と違う事前着工をしており、コンクリを打ち、倉庫も置いていますので、それをのけて次回、事前審査会で現地確認をして、保留とすることにいたしますが、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長

第3号議案は保留といたします。

次に第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

竹内主任

今月は全体で32件の申請が出されております。

内訳は、利用権の新規設定が20件、更新設定が12件となっています。

その別紙の1枚目をご覧ください。利用権設定についての総括表を掲載しております。1が、利用権設定の総括表です。今月は、利用権を設定する者(貸人)が39人で延べ39人、利用権の設定を受ける者(借人)が23人で延べ39人となっています。

土地の内訳は、田が69筆、41,479.92㎡、畑が25筆、18,306.25㎡です。また、設定の内訳を見ますと新規設定が68筆、42,084.17㎡、更新設定が26筆、17,702.00㎡となっています。

期間別に見ますと3年未満が11筆、8,942.25㎡、3年から6年未満が53筆、33,238.92㎡、10年以上が30筆、17,605.00㎡となっています。

以下の表は、対象農地を地区別に表したものです。詳細については省略させていただきます。

それでは、利用権設定の案件につきまして、新規案件のみご説明いたします。議案書は20ページをお開きください。

22ページまでまたがりまして、案件2は、五台山、田、459㎡、外5筆、合計3,031㎡を平成28年8月1日から平成48年7月31日までの20年間、貸すという使用貸借権の新規設定です。なお、借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を提出いた

22 ページまでまたがりまして、案件 2 は、五台山、田、459 m²、外 5 筆、合計 3,031 m²を平成 28 年 8 月 1 日から平成 48 年 7 月 31 日までの 20 年間、貸すという使用貸借権の新規設定です。なお、借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を提出いただいております。耕作計画書によりますと、借人はこれまでトマトを栽培しており、今後も経営を拡大する意向があるとのことでした。

議案書は 23 ページをお開きください。案件 4 は、仁井田、畑、790 m²、外 3 筆、合計 2,798 m²を平成 28 年 8 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日までの 2 年間貸すという賃借権の新規設定です。なお、本案件の申請地の内 1 筆は共有地ですが、設定期間が 5 年以内であるため、共有者の 2 分の 1 を超える同意があることを事務局にて確認しています。

議案書は 24 ページに進みまして、案件 8 は、布師田、田、1,245 m²、外 1 筆、合計 2,360 m²を、平成 28 年 8 月 1 日から平成 32 年 10 月 31 日までの 4 年 3 ヶ月間貸すという、賃借権の新規設定です。なお、本件は 5 年以内の賃貸借の設定のため、2 分の 1 を超える持分の共有者の同意があることを事務局で確認済みです。

次に、議案書は本日お配りした別紙の 2 枚目をご覧ください。案件 11 は、高須、田、731 m²のうち 696.57 m²を、平成 28 年 8 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの 2 年 2 ヶ月間、貸すという、使用貸借権の新規設定です。先に送付しておりました議案書では、共有者の持分について記載が抜けておりました。大変申し訳ございません。

議案書は 27 ページにまたがりまして案件 12 は、高須、田、713 m²、外 7 筆、合計 6,218 m²を、平成 28 年 8 月 1 日から平成 38 年 7 月 31 日までの 10 年間、貸すという使用貸借権の新規設定です。なお、本件の最終貸付予定者は、現地では水稻を耕作する予定であるとのことでした。

次に、案件 15 は、介良乙、田、999 m²、外 1 筆、合計 1,529.68 m²を平成 28 年 8 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日までの 1 年間、貸すという、使用貸借権の新規設定です。なお、譲受人は耕作面積が 0 であるため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、貸人は借人の義理の祖父にあたり、貸人が高齢となったため、今後、営農を手伝う計画を立て、申請地を借りることにしたとのことでした。なお、現地では水稻及び白菜を耕作する予定であるとのことでした。本案件は行政書士による双方代理申請となっております。

次に、議案書は 29 ページまでまたがっております案件 16 は、介良丙、田、280 m²のうち 274.08 m²、外 12 筆、合計 3,721.92 m²を、平成 28 年 8 月 1 日から平成 33 年 7 月 31 日までの 5 年間貸すという、賃借権の新規設定です。

次に、更新案件であります、案件 17 につきましては、利用権設定の申出書を提出

の後、6月26日に賃借人がお亡くなりになられておりますので、現在、取下願をご提出いただくよう申出人にお願いしておりますことをご報告いたします。

次に、議案書は30ページに進みまして、案件19は、大津乙、田、814㎡を、平成28年8月1日から平成31年7月31日までの3年間貸すという、賃借権の新規設定です。

次に、案件20は、土佐山高川、畑、711㎡、外1筆、合計1,381㎡を、平成28年8月1日から平成33年3月31日までの4年8ヶ月間、貸すという、使用貸借権の新規設定です。

続きまして、議案書31ページにまたがります案件21は、春野町弘岡上、田、1,609㎡、外5筆、合計2,586㎡を平成28年8月1日から平成38年7月31日までの10年間貸すという使用貸借権の新規設定です。なお、本案件の最終貸付予定者は現地で水稻を耕作する予定です。

案件22は、春野町弘岡上、田、476㎡、外1筆、合計1,295㎡を平成28年8月1日から平成31年7月31日までの3年間、貸すという賃借権の新規設定です。なお、本案件の最終貸付予定者は現地で水稻を耕作する予定です。

案件23は、春野町弘岡下、登記地目、田、現況、畑、520㎡、外2筆、合計1,858㎡を平成28年8月1日から平成33年7月31日までの5年間、貸すという賃借権の新規設定です。なお、借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、借人は現在、春野町内ノ谷でハウスキュウリの農作業の手伝いをしているとのことで、今後はハウスキュウリを中心に耕作し、経営を安定させるとともに、他の作物も栽培し、経営拡大を図っていきたいとのことです。

議案書は32ページにまたがりまして、案件24は、春野町弘岡下、田、1,008㎡、外1筆、合計1,503㎡を平成28年8月1日から平成30年3月1日までの1年7ヶ月間貸すという使用貸借権の新規設定です。なお、借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、借人は現在、知人から借入している農地約15アールで、カボチャやイチジク等、耕作しているとのことで、今回の申請地では野菜やイチジクを耕作し、収穫した物は、経営している飲食店で提供する予定であるとのことです。

続きまして、案件25は、春野町弘岡下、田、617㎡、外1筆、合計1,666㎡を平成28年8月1日から平成33年7月31日までの5年間、貸すという使用貸借権の新規設定です。なお、本案件の最終貸付予定者は、現地で水稻を耕作する予定です。

次に、案件26は、春野町弘岡下、田、161㎡、外4筆、合計1,869㎡を平成28年

8月1日から平成33年7月31日までの5年間、貸すという賃借権の新規設定です。なお、本案件の最終貸付予定者は、現地で水稻及び野菜を耕作する予定です。

次に、33ページの案件27から案件30までは、第1号議案の関連案件として、先に説明しましたので、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書33ページの案件31は、春野町西畑、田、1,063㎡を平成28年8月1日から平成38年7月31日までの10年間、貸すという使用賃借権の新規設定です。なお、借人は昨年11月に設立された農地所有適格法人であり、法人の履歴事項全部証明書及び定款の写し等により、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを事務局で確認しております。また、新規営農につき、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、借人は新規参入により農地を借り受け、トマト栽培を行うとのことで、今後は借入により農地を拡大するとともに、計画的な雇用の確保に努めたいとのことです。

最後に、議案書は34ページにまたがりまして、案件32は、春野町森山、田、748㎡、外2筆、合計2,380㎡を平成28年8月1日から平成33年7月31日までの5年間貸すという賃借権の新規設定です。なお、借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。耕作計画書によりますと、借人は現在、来年度からの独立を目指してキュウリ農家の元で研修を行っているとのことで、今後は経営基盤が整い次第、経営面積の拡大を図っていききたいとのことです。

以上、賃借人が死亡のため取下予定となっております案件17を除き、計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

案件17を除く全ての案件について、妥当なものと決定されますと、平成28年8月1日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で、第4号議案の説明を終わります。

議 長

第4号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。まず、第1事前審査会の横山委員長から報告をお願いいたします。

横山委員

案件1につきましては、妥当なものと認めました。

議 長

次に第2事前審査会の成岡委員長から報告をお願いいたします。

成岡委員

案件2から6については、妥当なものと認めました。

議 長

次に第3事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員

案件7から16と18から20までは、妥当と認めました。

議 長

最後に第4事前審査会の上田委員長から報告をお願いいたします。

上田委員

案件21から32については、妥当なものと認めました。

議 長	事前審査会の報告が終わりました。これから審議に入りますが、当事者になられている方が1名いらっしゃいますので、先に別途審議をお願いいたします。 竹内義昭委員は案件14の当事者となっておりますので、席を外してください。 ＜竹内委員退室＞ 案件14についてご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 案件14につきましては妥当なものと決定することにご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件14につきましては妥当なものと決定することにいたします。 審議が終わりました。竹内委員は席に戻って下さい。 ＜竹内委員着席＞ 取下げ予定の案件17と先ほど別途審議いたしました案件以外の案件1から13、案件15と案件16、案件18から案件32の審議をお願いいたします。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 案件1から13、案件15と案件16、案件18から案件32につきまして、妥当なものと決定することにご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	案件1から13、案件15と案件16、案件18から案件32につきましては、妥当なものと決定することにいたします。 次に第5号議案、非農地証明願の件を議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。
竹内主任	議案書は36ページをご覧ください。 今月は7件の申請が出されており、それぞれの申請人及び土地の所在等については、議案書のとおりです。 地区の内訳は、朝倉が1件、中央が1件、一宮が1件、37ページにまたがって、春野が4件となっています。 全て地元委員さんの確認を得て、証明書を交付しております。追認をお願いします。
議 長	第5号議案の説明が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)

議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 第5号議案につきましては追認することに決定いたしますがご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	第5号議案につきましては追認することに決定いたします。 次に第6号議案，買受適格証明願の件を議題といたします。事務局より，議案の説明をお願いいたします。
竹内主任	議案書は39ページをご覧ください。今月は2件の申請があり，地元委員さんの現地確認と，問題なしとの意見を踏まえ，事務局長専決により証明が出されております。 買受適格証明とは，民事執行法による競売や国税徴収法の滞納処分による公売に際して，売却する物件の中に農地が含まれていた場合，その農地を申請者が買受けることができることの証明です。 競売，公売による売買であっても，農地を買い受ける場合には農地法第3条許可もしくは農地法第5条による届出が必要となります。 もしも入札の結果，最高価格で落札した者が，農地法第3条による農地の買受，あるいは農地法第5条による転用のための農地買受ができなかった場合，入札をやり直す必要が生じてしまうことから，入札に参加する者は，あらかじめ落札した場合に農地法第3条許可もしくは農地法第5条許可等を受けることができるという，許可権者の証明を添付して入札に参加することとされているものです。 案件1は，長浜，市街化調整区域，畑，733 m²について，3条により買受けるという内容の申請です。市の公売に参加するため，買受適格証明願が出されたものです。公売による農地の取得のため，譲受人からの単独申請となっております。申請地につきましては2名の共有となっております。 案件2は，高須大谷，市街化調整区域，田，3,825 m²について，3条により買受けるという内容の申請です。高知市の公売に参加するため買受適格証明願が出されたもので，公売による農地の取得のため，譲受人からの単独申請となっております。 なお，申請の土地については，昨年度まで遊休農地として指導をしておりました土地ですが，現地確認の際には一定の改善が見られたこと，及び，落札となった場合には，譲受人が耕作できる状態に復原する計画であることを確認しております。 以上2件につきまして，公売に参加するため買受適格証明願が出され，証明書を交付しております。追認をお願いします。
議 長	第6号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。まず，第2事前審査会の成岡委員長から報告をお願いいたします。
成岡委員	案件1について，証明相当と認めました。

議 長	次に第3事前審査会の竹内委員長から報告をお願いいたします。
竹内委員	案件2について、証明相当と認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
委 員	第6号議案につきましては追認することに決定いたしますがご異議ありませんか。
議 長	(異議なし)
議 長	第6号議案につきましては追認することに決定いたします。
	議案外の報告を一括してお願いいたします。
竹内主任	議案外報告、まず①としまして農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件でございます。議案書は41ページをお開きください。
	今月は、4件の届出が出されております。なお、全ての案件につきまして、地元委員さんの確認を得て、事務局長専決により受理しております。地区の内訳は、朝倉が1件、秦が1件、潮江が2件です。 続きまして②といたしまして、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件でございます。議案書は43ページをお開きください。 今月は、11件の届出が出されております。なお、全ての案件につきまして、地元委員さんの確認を得て、事務局長専決により受理しております。地区の内訳は、44ページにまたがって、朝倉が3件、初月が1件、秦が1件、45ページにまたがって鴨田が2件、46ページにまたがって潮江が1件、一宮が2件、大津が1件です。 続きまして③といたしまして、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件でございます。議案書は48ページをお開きください。 今月は5件の届出が出されております。全ての案件について、地元委員さんに合意解約に相違ないことをご確認いただき、届出を受理しております。 続きまして④といたしまして、農地法各条の申請取消・取下・訂正処理の件でございます。議案書は54ページをお開きください。 今月は、3条の取下申請が2件出されております。案件1、2ともに、6月の第713回農地部会に上がっておりました案件であります。部会前に取下願が提出され、いずれも同日付で受理いたしております。なお、いずれの土地につきましても、再度、3条申請が提出しなおされており、今月の第1号議案にかかっておりますが、第1号議案の中でご説明しましたとおり、案件2の土地については、再度、取下願が提出され、受理されております。

議 長	ご意見やご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。
委 員	その他として何かご意見やご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
事 務 局 報 告 岩崎次長	平成 28 年度今後のスケジュール（案）について別紙に基づき説明
次 回 農 地 部 会 議 長	次回の農地部会は 8 月 8 日（月）を予定しております。
閉 会 議 長	以上で本日の農地部会を終了いたします。ありがとうございました。 (午後 4 時 58 分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

平成 28 年 8 月 8 日

議 長

中山 忠明

議事録署名委員

島 田 研一

議事録署名委員

横山 桂一

議事録作成者

栄枝 真実